

平成28年熊本地震に係る被災代替家屋特例申告書

令和●●年●●月●●日

菊池市長（宛）

（申告者）

住所又は所在地〒861-1392
菊池市隈府888番地

(フリガナ)
氏名又は名称菊池 太郎

電話●●●●-●●●●-●●●●

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

記

代替家屋の所有者	氏名 (名称)	菊池 太郎		
	住(居)所 (所在地)	〒861-1392 菊池市隈府888		
代替家屋	所在地	菊池市隈府888 番地		
	家屋番号	888	床面積	120 m ²
	共有持分		種類(用途)	住宅
	取得・改築年月日	平成28年 8月 1日	構造	木造
	取得・改築の状況	☒ 新築家屋の取得 ☐ 既存家屋の取得 ☐ 被災家屋の改築 ☐ その他()		
他市町村への申告		☒ なし ☐ あり(平成 年 月 日申告 市町村)		

被災家屋	所有者の氏名(名称)	菊池 太郎		
	所有者の住(居)所又は所在地	菊池市隈府888番地		
	所在地	熊本県 菊池 市 隈府888番地 (家屋番号: 888)		
	種類(用途)	住宅	床面積	120 m ² 共有持分
	処分方法	☒ 解体 ☐ その他() 平成 年 月 日処分		

- 1 「代替家屋」とは、平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 2 「被災家屋」とは、平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 3 この申告書は、1棟(区分所有家屋の場合はそれぞれの住戸)ごとに作成してください。
- 4 特例の適用要件、申告時の添付書類については、裏面に記載しています。

特例の適用要件

平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 被災家屋の所有者とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。（震災時点で家屋を所有しておらず、震災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

2 代替（適用対象）家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋（原則として用途が同一であるもの）
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

3 被災家屋要件

平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋（原則として災証明書の判定が「半壊」以上）であって、取り壊しがされていること。

4 取得期間

平成28年4月14日から平成33年3月31日までの間に取得又は改築した家屋

5 対象範囲

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

添付書類

1 被災家屋が平成28年熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書面

⇒ 災証明書（写）、減免決定通知書（写）等

2 被災家屋が所在したことを証する書面

⇒ 被災家屋が所在した市町村が発行する平成28年度固定資産税名寄帳（写）、課税台帳記載事項証明書（写）等

※ 被災家屋が菊池市に所在した場合は、上記1・2の書面の提出は不要です。

※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在及び面積等を確認できる書面が必要です。

3 被災家屋の処分を確認できる書面

⇒ 解体契約書（写）、売買契約書（写）、解体完了通知書（写）等

※ 解体の場合で被災家屋が菊池市に所在した場合は、上記書面の提出は不要です。

4 その他

- (1) 平成28年1月2日から平成28年4月13日までの間に取得し、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面

⇒ 不動産登記簿謄本（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）等

- (2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書面

・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）

・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）

※本籍地及び住所が菊池市である場合は、上記の書面の提出は不要です。

・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等

⇒ 法人の登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。